

# 養老保険 **無配当**

## 5年ごと利差配当付 養老保険



### 特長

#### 貯蓄と保障を同時に確保できます。

保険期間中に死亡・高度障害状態になられたときは死亡保険金または高度障害保険金を、満期をむかえられたときは満期保険金をお支払いします。

#### 保険料の高額割引制度があります。

保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

#### 身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

#### 養老保険(無配当)は保険料が割安です。

養老保険(無配当)は配当金がありませんが、そのぶん保険料が割安となっています。

#### 5年ごと利差配当付養老保険は、契約者配当金をお支払いする場合があります。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

#### 契約者貸付をご利用いただけます。

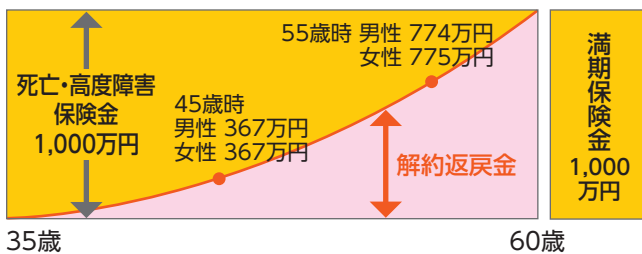
解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

### 仕組とご契約例

図はイメージです。

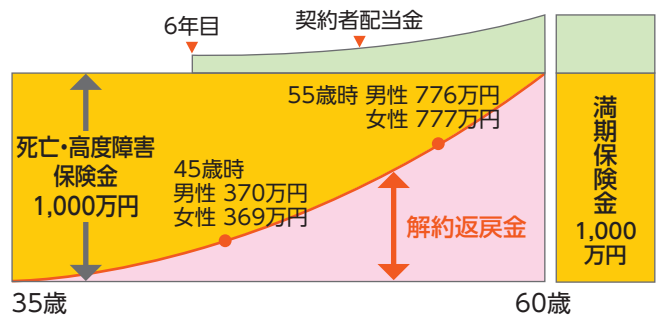
#### 養老保険(無配当)

- 被保険者：35歳
- 保険料払込期間：60歳まで
- 保険金額：1,000万円
- 個別毎月払保険料
- 保険期間：60歳満期
- 男性：34,130円 女性：33,680円



#### 5年ごと利差配当付養老保険

- 被保険者：35歳
- 保険料払込期間：60歳まで
- 保険金額：1,000万円
- 個別毎月払保険料
- 保険期間：60歳満期
- 男性：35,120円 女性：34,660円



解約返戻金額は万円未満切り捨て

### 保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	被保険者(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
満期保険金	保険期間満了時まで生存していたとき	満期保険金受取人

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。



# ご契約に際して

## 契約年齢の範囲

- ◆0歳～78歳
- 契約年齢によって保険期間・保険料払込期間は異なります。

## 取扱保険金額

- ◆100万円～7億円

## 保険料払込方法

- ◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

## 保険料の自動振替貸付

- ◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えします。
- あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

## 契約者配当金について

- ◆5年ごと利差配当付養老保険は、責任準備金などの運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、ご契約後6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
- 契約者配当金は、今後の経済情勢などにより変動(増減)します。また、運用実績などによっては、お支払いできないこともあります。

## 払済保険への変更

- ◆以後の保険料のお払い込みを中止して、養老保険は保険料払込済の養老保険に、5年ごと利差配当付養老保険は保険料払込済の5年ごと利差配当付養老保険に、それぞれ変更できます。
- ◆変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めめます。保険金額は少なくなりますが、保険期間は変更前と同じです。

## 延長保険への変更

- ◆以後の保険料のお払い込みを中止して、死亡・高度障害状態を保障する保険料払込済の定期保険に変更できます。
- ◆変更後の保障内容は、死亡保険金と高度障害保険金のみとなります。保険金額は変更時の死亡・高度障害保険金額と同額です。
- ◆変更後の保険期間は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めめます。算出した保険期間が変更前のご契約の満期日を超える場合は変更前の満期日までとし、保険期間満了時に生存されていたときに、生存給付金をお支払いします。

## 年金でのお受け取り

- ◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができません。

## 満期保険金の税金について(ご契約者が個人の場合)

- ◆ご契約者と満期保険金受取人が同一人の場合、満期保険金は一時所得として他の所得と合算のうえ、総合課税されます。

$$\text{課税対象額} = (\text{満期時受取額} - \text{既払込保険料} - \text{特別控除50万円}) \times 1/2$$

(2018年5月現在の税制による、他に一時所得がない場合の例)

- ご契約者が法人の場合の保険料の経理処理の詳細については、当社パンフレット「法人契約 経理と税務のご案内」をご参照ください。また、個別の取扱の詳細については、所轄の国税局・税務署などにご確認ください。

## 付加できる特約

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 平準定期保険特約           | 災害死亡給付特約❖        |
| 平準定期保険特約(喫煙リスク区分型) | 傷害特約❖            |
| 無解約返戻金型平準定期保険特約    | がん特約❖            |
| 家族収入特約             | リビング・ニーズ特約(04)❖  |
| 遞減定期保険特約           | 買増権保証特約(92)❖     |
| 生前給付定期保険特約         | 5年ごと利差配当付年金支払特約❖ |
- 養老保険(無配当)には、上記すべての特約を付加できます。
  - 5年ごと利差配当付養老保険には、❖印の特約のみ付加できます。
  - 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

## ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
 ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。